

議案第 1 号

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 2 月 18 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 川崎市職員定数条例（昭和 26 年川崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「8, 298 人」を「8, 185 人」に改め、同条第 2 号中「34 人」を「35 人」に改め、同条第 3 号中「40 人」を「41 人」に改め、同条第 5 号中「1, 445 人」を「1, 416 人」に改め、同条第 8 号中「1, 379 人」を「1, 387 人」に改める。

(川崎市水道局企業職員定数条例の一部改正)

第 2 条 川崎市水道局企業職員定数条例（昭和 42 年川崎市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「826 人」を「791 人」に改める。

(川崎市交通局企業職員定数条例の一部改正)

第 3 条 川崎市交通局企業職員定数条例（昭和 42 年川崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「618 人」を「600 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

1 制 定 要 旨

職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、この条例を制定するものである。

2 現行及び改正定数比較表

部 局	現行定数	増減員	改正定数
市長の事務部局の職員	8,298 ^人	△113 ^人	8,185 ^人
議会の事務部局の職員	34	1	35
選挙管理委員会の事務部局の職員	40	1	41
監査委員の事務部局の職員	25	—	25
教育委員会の所管に属する職員	1,445	△29	1,416
人事委員会の事務部局の職員	17	—	17
農業委員会の事務部局の職員	9	—	9
消 防 職 員	1,379	8	1,387
水道局企業職員	826	△35	791
交通局企業職員	618	△18	600
病院局企業職員	1,201	—	1,201
合 計	13,892	△185	13,707